

V 学校給食の事故等の対応

日頃から危機管理を踏まえた衛生管理体制を構築しておく。食中毒等（疑いを含む）の際の、教育委員会との連絡責任者、マスコミ等対応責任者、学校医及び保健所等の対応者等を決めておく。

1 食中毒等（疑いを含む）の対応

(1) 学校の対応

ア 検食で異常を認めた場合

ヒスタミン食中毒では、食べた時に舌のしびれがあったり、喫食後30分から1時間程度で顔面紅潮、かゆみ、じんましん等の症状を発症したりする場合がある。市町村教育委員会（県立学校は県教育委員会保健体育課）等と連絡をとり、ヒスタミン食中毒の疑いのある場合は給食を中止する。その他、異味・異臭等の異常を感じた際も給食を中止する。

共同調理場の受配校の場合は、共同調理場へも速やかに連絡する。

異常を感じた給食については、全て保管しておく。

イ 給食後に異常を認めた場合

食中毒の原因となる細菌等によっては、下校前に校内で発症するものもある。

異常を訴える幼児児童生徒や教職員が多い場合は、症状の軽重に関わらず、次の措置をとる。

(7) 学年別・学級別の異常者数、主な症状、欠席者数を把握し、校長に報告するとともに、学校医・学校薬剤師へ連絡し指示を受ける。共同調理場の受配校の場合は、共同調理場へも連絡する。

(4) 市町村教育委員会（県立学校は県教育委員会保健体育課）、保健所等へ連絡し指示を受ける。

教育委員会へは、電話連絡するとともに、様式2(1)「学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）」により電子メールで速やかに行う。

(7) 給食の残り等がある場合は、そのままの状態でも保管しておき、その取り扱いは保健所等の指示に従う。

(1) 状況によっては、学校医や関係機関等の指導助言により、さらに詳細な調査や多くの措置が必要となるので、迅速に対処する。

ウ 登校後の健康観察で異常を認めた場合

日常における健康観察の結果、欠席が急増し、登校者の中にも発熱、下痢等の異常が多く発見された場合は、症状の軽重に関わらず、次の措置をとる。この際、感染症発生時の措置と両面から初期対応を実施する。

(7) 学年別・学級別の異常者数、主な症状、欠席者数を把握し、校長に報告するとともに学校医・学校薬剤師へ連絡し指示を受ける。共同調理場の受配校の場合は、共同調理場へも連絡する。

(4) 市町村教育委員会（県立学校は県教育委員会保健体育課）、保健所等へ連絡する。

教育委員会へは、電話連絡するとともに、様式2(1)「学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）」により電子メールで速やかに行う。

(7) 状況によっては、学校医や関係機関等の指導助言により、さらに詳細な調査や多くの措置が必要となるので、校長以下迅速に対処する。

(1) 二次感染予防に当たっては、差別や偏見が生じることのないように十分配慮する。

エ 時間外や休日に異常が発生した場合

時間外や休日に多くの幼児児童生徒が医療機関を受診した場合には、学校医、医療機関、保健所等と学校が連絡を取り合い、食中毒及び感染症の情報を共有し適切に対応できるようにする。食中毒（疑いを含む）の場合は、ウの場合と同様の措置をとる。

(7) 保護者から連絡があった場合

- a 氏名、学年、学級、症状、最初に異常を感じた日時と状況、場所、発症前2週間の特に思い当たる食べ物、家庭と学校給食以外の食事の状況、同居人の健康状態、医療機関の受診の有（医療機関名）・無、医師の所見を確認し、記録する。
- b 医療機関で診察を受けている場合は問い合わせ、症状や原因、他の事例等を医療機関に確認する。
- c 登校の是非等、本人への対応を保護者と相談する。
- d 本人の苦痛や不安を和らげるとともに、本人及び保護者を心配させないように対応する。

(4) 医療機関から連絡があった場合

- a 幼児児童生徒の氏名、症状や診断結果、保健所への届け出、他の事例を医療機関に確認する。
- b 保護者に問い合わせ、症状や原因等を確認する。
- c 本人の苦痛や不安を和らげるとともに、本人及び保護者を心配させないように対応する。

オ 詳細な調査や措置

校長は、次のような対応を想定し衛生管理に関する校内組織に基づき、教頭、保健主事、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭等の役割を確認し、指示する。なお、危機管理体制を構築する際は、担当者が発症した場合のことも想定しておく。

(7) 校長は、学校給食の中止について教育委員会、保健所等と相談の上、速やかに判断する。

(4) 校長又は教頭が保健所、報道関係の対応に当たる。

保健所の立入調査の際は、担当者を定めて適切に対応する。

- a 学校においては次の書類等を準備する。
 - ① 食中毒（疑いも含む）の発症状況（全校の幼児児童生徒の学級ごとの欠席状況、症状、兄弟姉妹関係）の記録→様式2(1)学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）
 - ② 校内での嘔吐、下痢等の対応状況の記録、学校給食以外の共通食の有無（授業等での飲食、学校行事・地域行事等の参加者の把握と発症状況）の記録
 - ③ 検収表
 - ④ 配送記録票（受配校）
 - ⑤ 学校給食従事者健康記録
 - ⑥ 給食当番等の健康記録票
 - ⑦ 検食簿
 - ⑧ 貯水槽の定期点検記録
 - ⑨ 配膳室の平面図
 - ⑩ その他
- * ③から⑦は発生前2週間分

b 調理場においては次の書類を準備する。

- ① 献立表（使用食品を記載したもの）
- ② 作業工程表
- ③ 作業動線図
- ④ 検収表
- ⑤ 検食簿
- ⑥ 保存食記録簿（採取・廃棄）
- ⑦ 学校給食従事者健康記録
- ⑧ 学校給食日常点検票
- ⑨ 加熱等温度記録簿
- ⑩ 学校給食従事者検便検査結果記録
- ⑪ 調理場の平面図
- ⑫ その他

ノロウイルスによる食中毒（疑いを含む）の場合は、【様式1】学校給食従事者のノロウイルス等による感染性胃腸炎発生報告書（速報）・【様式2】学校給食従事者のノロウイルス等による感染性胃腸炎発生状況報告書（終えん）に相当する状況が1か月以内にあれば提出する。

* ①から⑨は発生前2週間分

(ウ) 校長は、保健主事に学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって取り組むための学校保健委員会等の開催を指示する。

(エ) 家庭への伝達を、緊急連絡網等により、速やかに行う。その際、個人のプライバシーや人権を侵害することがないように十分注意する。電子メールにより連絡を行う場合は、確実に受信されたかどうかを確認する。

保護者への迅速な連絡は、家庭内の二次感染防止につながる。また、正確な情報の提供は不安感の払拭につながる。このため、保護者への情報提供は随時行い、協力を求める。

(オ) 保健所や学校医の指示の下、原因究明のための調査に協力する。

全校の幼児児童生徒の健康状態及び喫食状況を把握するとともに、欠席者については必要に応じて家庭訪問による調査や相談を行う。

(カ) 幼児児童生徒に対して緊急の全校集会などで、食中毒の発生状況、食中毒に関する知識、手洗いの励行などの健康管理面の注意事項、食中毒に罹患した幼児児童生徒やその家族に対して差別や偏見をもった対応をしないことなどについて必要な説明及び指導を行う。

(キ) 教育委員会、保健所、その他の関係機関に対して、症状のある幼児児童生徒・教職員の状況等について終えんまで定期的に報告し、指示を求める。

(2) 共同調理場の対応

以下の事案が発生した際には、次のような対応を行う。

- ・ 検食（調理場・学校）で異常を認めたとき
- ・ 学校より、幼児児童生徒の健康状態や欠席状況等に関する異常の連絡があったとき
- ・ 学校給食従事者から、体調不良の報告が多発するなど、通常とは異なる状況が認められるとき
- ・ 時間外又は休日に、異常発生の連絡を受けたとき など

- ア 教育委員会と、保健所(必要に応じて)、各受配校との連絡体制についての確認を速やかに行う。
- イ 給食や残っている食品等については、全て保管しておく。
- ウ 学校給食従事者の健康状態を確認する。
- エ 食中毒(疑いを含む)の際に必要な次の書類を準備する。

- ① 献立表(使用食品を記載したもの)
- ② 作業工程表
- ③ 作業動線図
- ④ 検収表
- ⑤ 検食簿
- ⑥ 保存食記録簿(採取・廃棄)
- ⑦ 学校給食従事者健康記録
- ⑧ 学校給食日常点検票
- ⑨ 加熱等温度記録簿
- ⑩ 学校給食従事者検便検査結果記録
- ⑪ 調理場の平面図
- ⑫ その他

ノロウイルスによる食中毒(疑いを含む)の場合は、【様式1】学校給食従事者のノロウイルス等による感染性胃腸炎発生報告書(速報)・【様式2】学校給食従事者のノロウイルス等による感染性胃腸炎発生状況報告書(終えん)に相当する状況が1か月以内であれば提出する。

* ①から⑨は発生前2週間分

(3) 市町村教育委員会の対応

校長及び共同調理場の長から食中毒(疑いを含む)の集団発生の連絡を受けたときは次のような対応を行う。

ア 速やかに県教育委員会(教育事務所→保健体育課)に、以下のことを連絡(電話及び電子メール)するとともに、担当者を学校に派遣し、患者等の発生状況など実態の早急な把握に努める。

- ① 県教育委員会保健体育課との連絡担当者の職・氏名
- ② マスコミ対応者の職・氏名
- ③ 様式2(1)学校給食における感染症・食中毒等発生報告(速報)
- ④ 市内統一献立や共通使用食品がある場合及び共同調理場の受配校、共同調理場の場合は、市内各学校の状況

イ 校長に対して学校給食の中止など当面の措置について必要な助言を速やかに行う。

ウ 保健所の学校への立入検査に立ち会う。

エ 患者等の受け入れ医療機関への情報提供を行う。

オ 食中毒の再発や二次感染防止の措置を行う。

カ いじめなどの不当な取り扱いが行われないよう学校に必要な指導を行う。

キ 次の書類を速やかに準備する。

- ① 別紙4-1学校(共同調理場)における食中毒等発生状況報告
- ② 学年ごとの児童生徒数と教職員の患者数の状況(毎日)

* 様式2(1)学校給食における感染症・食中毒等発生報告(速報)

- ③ 献立表（使用食品を記載したもの）
- ④ 作業工程表
- ⑤ 作業動線図
- ⑥ 加熱等温度記録簿（調理場分）
- ⑦ 検収表（学校分・調理場分）
- ⑧ 検食簿（学校分・調理場分）
- ⑨ 保存食記録簿（採取・廃棄）
- ⑩ 学校給食従事者健康記録（学校分・調理場分）
- ⑪ 給食当番等の健康記録票
- ⑫ 学校給食日常点検票
- ⑬ 学校給食従事者検便検査結果記録
- ⑭ 発生の経過を時系列にまとめたもの
- ⑮ 保健所の指示事項
- ⑯ 学校医等の指示事項
- ⑰ 配膳室・調理場の平面図
- ⑱ その他

ノロウイルスによる食中毒（疑いを含む）の場合は、【様式1】学校給食従事者のノロウイルス等による感染性胃腸炎発生報告書(速報)・【様式2】学校給食従事者のノロウイルス等による感染性胃腸炎発生状況報告書（終えん）に相当する状況が1か月以内にあれば提出する。

* ③から⑫は発生前2週間分

* 共同調理場の受配校の場合は、各受配校の児童生徒数と教職員の人数等

ク 衛生部局の報道発表・記事等を随時、県教育委員会保健体育課へ連絡

ケ 終えんしたら、報告書を作成し県教育委員会保健体育課へ報告
様式2(2)学校給食における感染症・食中毒等発生報告（終えん）

(4) 学校給食が原因又は原因と疑われる食中毒等が発生した場合の報告

学校において給食による感染症・食中毒等健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合は、以下により報告するものとする。

ア 報告・連絡経路

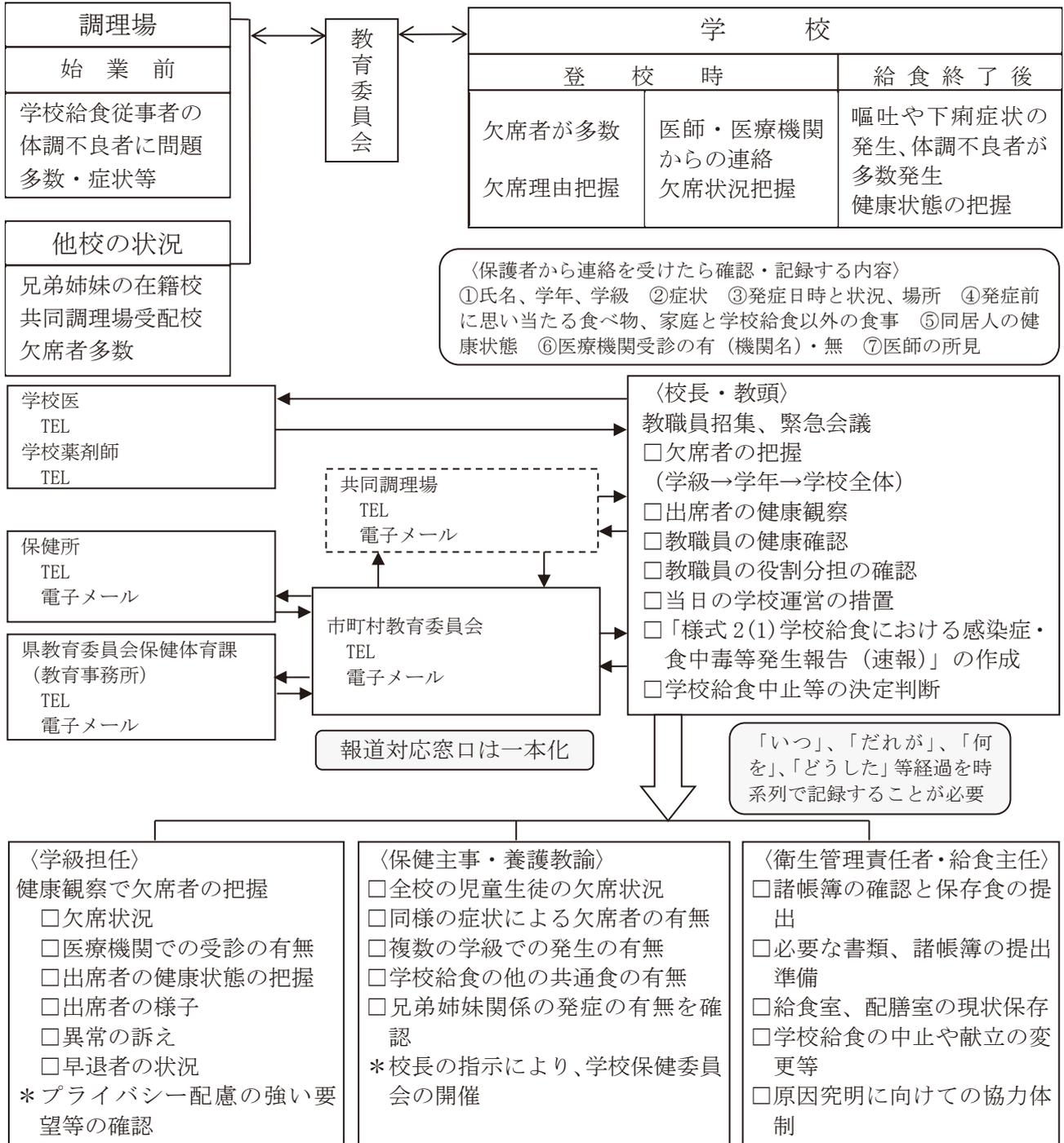
「食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図」により行う。

区 分	掲 載 ペ ー ジ
市町村立学校（名古屋市を除く）	121 ページ
県立学校	122 ページ

イ 報告書の様式

区 分	報 告 書 の 名 称	様式番号	掲載ページ	備考
発 生	学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）	2(1)	94 ページ	
	学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告	別紙4-1	96 ページ	市町村教委作成
終えん	学校給食における感染症・食中毒等発生報告（終えん）	2(2)	95 ページ	
	学校における感染症・食中毒等発生状況報告	別紙4-2	97 ページ	県教育委員会 保健体育課作成

(5) 食中毒等（疑いを含む）発生時の学校における初動対応例



資料 1

第1報

市町村教育委員会は、教育事務所（県教育委員会）へ連絡（電話及び電子メール）
①県教育委員会保健体育課との連絡担当者の職・氏名 ②マスコミ対応者の職・氏名 ③様式2(1)学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）
④市内統一献立や共通使用食品がある場合及び共同調理場の受配校、共同調理場の場合は、市内各学校の状況

資料 2

市町村教育委員会が備えておくべき関係書類

- ①別紙4-1 学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告 ②学年ごとの児童生徒数と教職員の患者数の状況（毎日） 様式2(1)学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報） ③献立表（使用食品を記載したもの） ④作業工程表 ⑤作業動線図 ⑥加熱等温度記録簿（調理場分） ⑦検収表（学校分・調理場分） ⑧検食簿（学校分・調理場分） ⑨保存食記録簿（採取・廃棄） ⑩学校給食従事者健康記録（学校分・調理場分） ⑪給食当番等の健康記録票 ⑫学校給食日常点検票 ⑬学校給食従事者検便検査結果記録 ⑭発生の経過を時系列にまとめたもの ⑮保健所の指示事項 ⑯学校医等の指示事項 ⑰配膳室・調理場の平面図 ⑱その他（学校給食従事者のノロウイルス等による感染性胃腸炎発生報告書（速報）等）
*③～⑫は発生前2週間分
*共同調理場の受配校の場合は、各受配校の児童生徒数と教職員数等

学 校 給 食 に お け る 感 染 症 ・ 食 中 毒 等 発 生 報 告 (速 報)

報 告 日 : 令 和 年 月 日 ()

1	ふりがな											
	学 校 名											
2	ふりがな											
	校 長 氏 名											
3	ふりがな											
	学 校 の 所 在 地											
4	報 告 者 職 ・ 氏 名						電 話 番 号					
5	病 名	(不明の場合には疑われる病名)										
6 感 染 症 ・ 食 中 毒 等 の 発 生 状 況	(1) 発 生 年 月 日	令 和 年 月 日 ()					(不明の場合には診断年月日)					
	(2) 患 者 数 及 び 欠 席 者 数	学 年	児 童 生 徒 数			患 者 数 ※			欠 席 者 数			備 考
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		1	()	()	()							
		2	()	()	()							
		3	()	()	()							
		4	()	()	()							
		5	()	()	()							
		6	()	()	()							
		特 別 支 援	()	()	()							
計	()	()	()									
7	臨 床 症 状 の 内 容	腹 痛 名、発 熱 名、下 痢 名、嘔 吐 名、嘔 気 名										
		悪 寒 名										
8	通 報 先	(1) 学 校 医 (2) 教 育 委 員 会 (3) 保 健 所 (4) そ の 他 ()										
9	そ の 他 参 考 と なる 事 項	発 生 の 経 過 等										

注 1 6-(2)児 童 生 徒 数 の 欄 の () に つ い て は、給 食 を 食 べ た 人 数 を 記 入 す る こ と。

注 2 教 職 員 に つ い て は、6-(2)の 備 考 欄 に 該 当 人 数 を 記 入 す る こ と。

注 3 共 同 調 理 場 の 受 配 校 の 場 合 は、「9 そ の 他 参 考 と なる 事 項」欄 に、共 同 調 理 場 の 名 称、所 在 地 及 び 電 話 番 号 を 記 載 す る こ と。

注 4 そ の 他 参 考 と なる 事 項 は、必 要 に 応 じ て 別 紙 と す る こ と。

学校給食における感染症・食中毒等発生報告 (終えん)

報告日：令和 年 月 日 ()

1	ふりがな															
	学 校 名															
2	ふりがな															
	校 長 氏 名															
3	ふりがな															
	学校 の 所 在 地															
4	報告者職・氏名										電話番号					
	(1) 病 名	(不明の場合には疑われる病名)														
5	(2) 発 生 年 月 日	令和 年 月 日 ()				(不明の場合には診断年月日)										
	(3) 終えん年月日	令和 年 月 日 ()														
	(4) 発 生 の 場 所															
	(5) 患者数・欠席者数及び入院者数	※患者数は有症登校者数と欠席者数を合わせた人数を記載すること。	学年	児童生徒数			患者数※			欠席者数			入院者数			備 考
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
			1	()	()	()										
2			()	()	()											
3			()	()	()											
4			()	()	()											
5			()	()	()											
6			()	()	()											
	特別支援	()	()	()												
	計	()	()	()												
6	(6) 発 生 の 経 過															
	患者及び死亡者発見の動機															
7	感染症・食中毒の発生原因															
8	感染症・食中毒の感染経路															
9	臨床症状の概要															
10	(1) 学校 の 処 置															
	(2) 学校 の 管 理 機 関 の 処 置															
	(3) 保健所その他の関係機関の処置															
11	その他参考となる事項															

注 1 5-(5)児童生徒数の欄の () については、給食を食べた人数を記入すること。

注 2 教職員については、5-(5)の備考欄に該当人数を記入すること。

注 3 必要に応じて別紙とすること。

学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告

		都道府県名				
学 校 名 (共同調理場名)		校 長 名 (所長名)				
学校・共同調理場の所在地		電 話 番 号				
受 配 校 数 (共同調理場方式のみ記入)						
食 中 毒 等 の 発 生 状 況	発 生 日 時	令和 年 月 日 (曜日) (時 分)				
	発 生 場 所					
	児 童 生 徒 数		男	女	計	備 考
	患 者 等 数 令和 年 月 日 現在	区 分	男	女	計	備 考
		患 者 数				
		う ち 欠 席 者 数				
		う ち 入 院 者 数				
		う ち 死 亡 者 数				
	主 な 症 状					
発 生 原 因 (判明している場合記入)						
献 立 表	(食中毒等発生前 2 週間分の食品の判る献立表を添付)					

注 1 食中毒等発生後直ちに電子メールにて報告するとともに、患者等数に変動があったときは速やかに本様式にて随時報告すること。

注 2 職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。

注 3 共同調理場における患者等数は、食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、受配校毎は別様にして添付すること。

学校における感染症・食中毒等発生状況報告

1 学 校 名※																		
2 学校の所在地※																		
感 染 症 ・ 食 中 毒 等 の 発 生 状 況	(1)病 名※																	
	(2)発生年月日※																	
	(3)終焉年月日																	
	(4)発生の場所※																	
	(5)患者数・欠席者数及び死亡者数	区 分	児童生徒等数			患 者 数			欠 席 者 数			入 院 者 数			死 亡 者 数			備 考
		学 年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		第1学年																
第2学年																		
第3学年																		
第4学年																		
第5学年																		
第6学年																		
計																		
(6)発生の経緯																		
4 患者及び死亡者発見の動機																		
5 感染症・食中毒の発生原因																		
6 感染症・食中毒の感染経路																		
7 臨床症状の概要																		
8	(1)学校の措置																	
	(2)学校の管理機関の措置																	
	(3)保健所その他の関係機関の処置																	
9 都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																		
10 その他参考となる事項																		

注1 感染症・食中毒等が発生した場合、直ちに「様式2」により電子メールで報告すること。

注2 職員について該当者があったときは、(5)の備考欄に当該人員を記入すること。

注3 共同調理場の場合は、(5)に感染症・食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。

2 異物混入等の対応

異物混入等には異物混入、異味・異臭等があるが、健康被害の可能性もあることから、さまざまな角度から混入の可能性を検討し、適切な防止対策を推進するとともに、ヒヤリハット事例発生時は、学校及び調理場でその事例を共有し、事故につながらないようにする必要がある。また、異物混入等が発見された場合には、迅速に対応し、再発防止のための検討を行い、その結果を必要に応じ学校及び調理場に周知する。

(1) 食品衛生法上の危害要因

食品衛生法第6条では、人の健康を損なうおそれがある危害要因として次の4つを挙げている。

- ① 腐敗・変敗
- ② 有毒又は有害な物資の混入、付着
- ③ 病原微生物の汚染
- ④ 不潔、異物の混入、添加

これらの食品衛生上の危害要因は、生物的、化学的、物理的なものの3つに大別される。

(2) 危害要因と注意点

ア 生物的危害要因

健康被害に直接関係する食中毒細菌、ウイルス等の病原微生物および原虫や寄生虫が含まれる。食中毒防止の対応が必要である。また、腐敗微生物は異味・異臭に関わるものがあるので、検収や調理過程及び検食での確認が重要である。

- (7) 病原微生物：食中毒細菌（芽胞非形成菌、芽胞形成菌）、ウイルス、その他
- (4) 腐敗微生物：腐敗細菌、カビ、酵母
- (5) 寄生虫、原虫

イ 化学的危険要因

カビが産生するカビ毒や赤身魚肉中でヒスチジンから生成されるヒスタミン、発育不良等のじゃがいもに含まれるソラニン等は、有害な物質が通常の加熱調理では減少しない。また、食物アレルギーには加熱調理では減少しない物質もあるので、検収等で原材料の確認を確実にすることで、食物アレルギーが含まれる食品を使用しないことが最も有効な危害防止策である。原材料への偶発的な異物の混入については、愛知県のウェブサイト「食の安全・安心情報サービス」の「食品等の回収情報」で確認する等の情報収集を行い未然に防ぐように努める。施設での混入については、洗剤や薬品等の保管や使用、容器、表示等において、食品への混入が起きないようにする。

- (7) 自然に存在する化学物質：微生物による産生物質（カビ毒、ヒスタミン）、自然毒（貝毒、フグ毒、植物毒）、食物アレルギー
- (4) 偶発的に存在、混入する化学物質：原材料由来（農薬、食品添加物、殺虫剤）、施設で混入

ウ 物理的危険要因

硬質異物は、食品とともに喫食すると、歯牙の破損や口唇の創傷等の健康被害につながるおそれがある。また、軟質異物には、健康被害のおそれがある不衛生なものや、健康被害が生じるお

それはなくとも不快な気持ちにさせるものがある。これら物理的危険要因の混入の防止においては、食品納入業者の選定、検収、始業前点検、作業終了時の分解・洗浄・点検等において、確認内容や担当者を明確にしておく。

(3) 異物混入防止の留意点

- ア 調理機械・機器等の衛生管理に当たっては、分解や組み立てを適切に行うとともに、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておく。
- イ 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な衛生状態を保ち、ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、ねずみ及び昆虫の施設への侵入を防止する。
- ウ 学校給食従事者は、衛生的な作業着、帽子、マスクを着用し、学校給食施設区分の作業区域内では専用の履物を用いるとともに、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等、調理作業に不要なものを調理場内に持ち込まない。
- エ 洗浄剤、消毒薬その他化学物質については、使用、保管等の取り扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止する。
- オ 調理作業に当たっては、異物混入の可能性について点検を行い、原材料及び調理済み食品への異物の混入防止のための必要な措置を講じる。

<異物混入等防止確認表（例）>

工 程	管 理 ポ イ ン ト	措 置 ・ 対 策
施 設 管 理	施設	部外者はみだりに立ち入らせない 施錠設備を設ける 適切な明るさの確保
	調理機械・機器	故障・破損の有無の点検・記録
作 業 準 備	調理衣、帽子	鏡及び学校給食従事者相互で確認
	毛髪、ほこり、ごみ等	粘着ローラー、エアシャワー等の使用
	調理に不必要な物品	持ち込まない
	絆創膏	使用時の記録と終了後の点検
	業者の選定	衛生上信用のおける業者の選定
検 収	段ボール	持ち込まない
	食品の点検・記録	検収表に基づき点検・記録
	食品の保管	分類ごと区分して衛生的に管理
調 理 過 程	野菜等の洗浄	目視できる量にして洗浄
	スライサー等の刃物	破損等の有無の点検・記録
	はさみ、缶切機での作業	2度切り禁止、切り方の統一
	使い捨て手袋	使用前後に破損の有無を確認
	配食前の確認	料理の目視
	配食時の確認	食缶等容器・配食器具の確認
	配食後の保管	配食後速やかに蓋をする
洗 浄	スポンジ、ブラシ等	使用前後の確認、定期的な交換
	調理機械・機器の洗浄	分解できる部分は全て分解して洗浄
	器具の保管	保管庫等適切な場所で保管

(4) 異物混入等による学校給食の事故報告・連絡

学校給食用の食品に、異物混入、異臭等の異常を発見した場合は、以下により報告する。

ア 報告・連絡経路

「食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図」により行う。

区 分	掲 載 ペ ー ジ
市町村立学校（名古屋市を除く）	121 ページ
県立学校	122 ページ

イ 報告書の様式

区 分	報 告 書 の 名 称	様 式 番 号	掲 載 ペ ー ジ
発 生	学校給食の事故報告書（速報）	1(1)	102 ページ
終 え ん	学校給食の事故報告書（終えん）	1(2)	103 ページ

共同調理場は、学校名を調理場名、校長氏名を責任者職・氏名、在籍数を受配校等の種別と学校数及び調理食数とし、幼児児童生徒等への提供の有無について明確に記載する。

ウ 報告書の提出

健 康 被 害 の 有 無 ・ 状 況		県立学校	市町村立学校
健 康 被 害	あり	提出	提出
	生じるおそれあり(危険物の混入)	提出	提出
	生じるおそれなし(非危険物の混入)	提出	

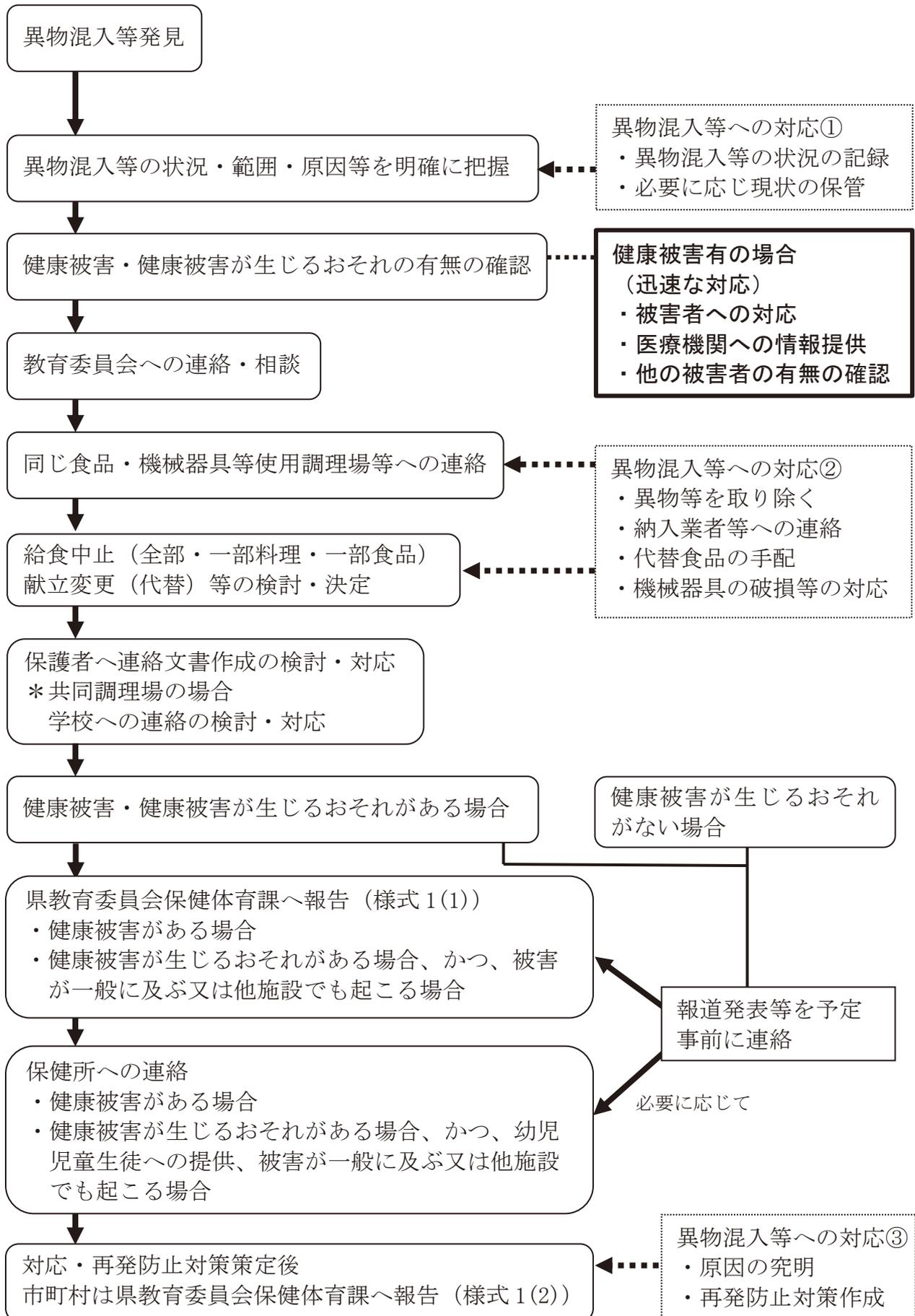
- (7) 保健所へは、健康被害がある場合及び健康被害が生じるおそれがある場合でかつ学校、幼児児童生徒等に提供されたり、被害が一般に及んだり、他施設でも起こる可能性がある場合に連絡する。
- (4) 報道機関に報道発表等による情報提供を行う場合は、健康被害の有無にかかわらず県教育委員会保健体育課へ事前に連絡する（必要に応じて、保健所にも連絡する）。
- (5) 提出に該当しない場合であっても、記録は作成する。

エ 危険物・非危険物の目安

危 険 物	ガラス、金属類、プラスチック、衛生害虫（ゴキブリ・ハエ・クモ等）、ねずみのふん、変色、カビ、異臭等健康被害が生じるおそれがあるもの
非危険物	毛髪、繊維片、食品包材の切れ端（ビニール等）、スポンジ片、食物の皮・殻・食肉や魚の骨、海産物に付着した貝殻等、食材に付着していた衛生害虫以外の虫等健康被害が生じるおそれがないもの、食品中に発注したものと異なるアレルギーの混入

混入物の例示は、目安であり、実際の対応は、種類や大きさ、量、頻度等により異なるため、連絡・提出を求めている場合においても必要に応じて、連絡・提出を行う。

(5) 学校給食で異物混入等が発見された場合の対応



学校給食の事故報告書（速報）

報告日：令和 年 月 日（ ）

ふりがな 学校（調理場）名		ふりがな 校長（所長）氏名	
ふりがな 報告者職・氏名		電話番号	
在籍数 (受配校の食数、学校数)			
事故の種類	異物混入 異味・異臭 その他（ ）		
幼児児童生徒等の 被害状況			
品名	(1) 主食（ ） (2) 牛乳 (3) おかず等（ ）		
製造者の住所 及び氏名			
期限表示 該当するものに○	賞味期限・消費期限	製造年月日	
事故の概要等 ※時系列で記入 ※発見者・対応者等 の職・氏名を記入 ※異物混入の場合は、 異物の大きさ等が 分かる写真等を添 付			

注 1 幼児児童生徒等に健康被害がある場合及び健康被害が生じるおそれがある場合は、県教育委員会保健体育課・保健所へ速やかに連絡する。

注 2 報道発表等する場合は、県教育委員会保健体育課へ事前に連絡する。

注 3 保護者宛ての文書がある場合は添付する。

学校給食の事故報告書（終えん）

報告日：令和 年 月 日（ ）

ふりがな 学校（調理場）名		ふりがな 校長（所長）氏名	
ふりがな 報告者職・氏名		電話番号	
在籍数 (受配校の食数、学校数)			
事故の種類	異物混入 異味・異臭 その他（ ）		
幼児児童生徒等の 被害状況			
品名	(1) 主食（ ）(2) 牛乳 (3) おかず等（ ）		
製造者の住所 及び氏名			
期限表示 該当するものに○	賞味期限・消費期限		製造年月日
事故の内容			
発生後の 対応 ※時系列で記入 ※対応者も記入			
再発防止 対策			

注1 調査報告書・改善報告書等がある場合は添付する。

3 学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎への対応

例年、冬季を中心にノロウイルスを原因とする感染症及び食中毒が増加する傾向がみられる。特にノロウイルスによる食中毒の発生原因としては、学校給食従事者を介した発生が主要なものとなっていることから、ノロウイルスによる食中毒の予防においては、調理員、配送員、配膳員、栄養教諭等給食を取り扱う学校給食従事者の健康管理が重要である。

(1) 健康管理における留意点

- ア 自らがノロウイルスの無症状病原体保有者である可能性を自覚して行動する。
- イ 下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状がある際には、すぐに責任者に報告し、原則として高感度の検便検査を実施するとともに医療機関を受診する。
- ウ ノロウイルスは下痢等の症状が無くなっても、通常では1週間程度長いときには1か月程度ウイルスの排出が続く場合があることから、学校給食衛生管理基準で定められている学校給食従事者の健康調査については、長期休業中も含め毎日の健康状態の確認、記録を行う。
- エ 普段から感染しないように食べ物や同居人の健康状態に注意する。
- オ 家庭の中に小児や介護を要する高齢者等がおり、下痢や嘔吐等の症状を呈している場合には、その汚物処理を含め、トイレ・風呂等を衛生的に保つ工夫をする。

(2) 学校給食従事者に感染性疾患の疑いのある場合の対応

下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状がある際には、出勤せずに責任者に報告するとともに、医療機関を受診して感染性疾患の有無を確認し、医師の指示に従う。加えて、下痢や嘔吐を発症している場合は、ノロウイルスの感染リスクが高いことから、医療機関の受診と併せて、高感度の検便検査を積極的に実施するよう努める。

※ 学校給食従事者に感染性疾患の疑いがある場合の対応フローチャート（107ページ参照）

ア 学校

(7) 幼児児童生徒、教職員（学校給食従事者含む）の健康状況確認

- a 異常有：速やかに教育委員会、学校医、保健所に連絡
様式2(1)学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）（94ページ参照）を県教育委員会保健体育課へ提出
- b 異常無：健康観察での確認継続

(4) 献立変更の検討・・・衛生管理責任者が中心となり対応

- a 変更有：保護者への連絡（文書作成等）
- b 変更無：地域等の状況等を勘案し、随時検討

イ 調理場

(7) 調理場の洗浄・消毒

トイレ、吐物	1000ppmの次亜塩素酸ナトリウム溶液で10分間消毒
その他	200ppmの次亜塩素酸ナトリウム溶液で5分間消毒

※ 次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒後、水拭きを行う（特に金属は次亜塩素酸ナトリウムにより腐食するおそれがあるため、入念に水拭きを行う必要がある）。

(イ) 学校給食従事者から感染性疾患有（疑いも含む）の診断報告有

- a 学校給食従事者が、ノロウイルスによる感染性胃腸炎と診断された場合、原則として発症連絡当日中に【様式1】学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生報告書（速報）（108ページ参照）を県教育委員会保健体育課へ提出する。
- b ノロウイルスを発症した学校給食従事者と同一の感染機会があった可能性がある学校給食従事者は、原則として速やかに高感度の検便検査を実施する。
- c 発症者は、高感度の検便検査の結果、陰性が確認されるまでの間、学校給食施設区分の作業区域内への立ち入りを控える。かつ、他の学校給食従事者と同一の感染機会をもたないようにする。

ウ 学校給食従事者

(7) 発症者

a 原則として高感度の検便検査実施

検査結果で陰性が確認されるまでは、学校給食施設区分の作業区域内への立ち入りを控える。かつ、他の学校給食従事者と同一の感染機会をもたないようにする。

- ① 高感度の検便検査結果陽性：症状が無くなってから1週間程度後、高感度の検便検査実施
- ② 高感度の検便検査結果陰性：症状の快復後勤務（常に無症状病原体保有者の可能性を考えて従事）

b 医療機関の受診

① 感染性疾患有の診断

症状が無くなってから1週間程度後、高感度の検便検査実施

② 感染性疾患無の診断

高感度の検便検査結果が陰性かつ症状の快復後勤務（常に無症状病原体保有者の可能性を考えて従事）

(イ) 発症者以外の者

a 健康状態を確認：体調不良を感じた場合はすぐに学校（調理場等）に報告するとともに医療機関を受診

b 発症者が高感度の検便検査で陽性だった場合：発症者と同一の感染機会があった可能性がある学校給食従事者は、原則として高感度の検便検査を実施し、検査の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控える。

エ 同居人にノロウイルスによる発症者がいる学校給食従事者

同一の感染機会があった可能性がある学校給食従事者は、原則として高感度の検便検査を実施し、検査の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控える。

オ ノロウイルス無症状病原体保有者であることが判明した学校給食従事者

ノロウイルスを保有している場合と同じ対応とする。

(3) 検便検査方法についての留意点

ノロウイルスは10～100個のウイルス量で感染が成立することから、高感度の検便検査によって、陰性を確認する。

ノロウイルスの抗原・抗体反応（ELISA法、イムノクロマト法）によるノロウイルス検査では、ふん便1g当たり100万個以上のノロウイルスが存在した時に陽性判定されることから、高感度の検便検査には該当しないので注意する。

(4) 学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生報告

学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生については、以下により報告する。

ア 様式

区分	報告書の名称	様式番号	掲載ページ
発生	学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生報告書（速報）	【様式1】	108ページ
終えん	学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生状況報告書（終えん）	【様式2】	109ページ

※ 様式1、2の項目が記載されていれば市町村の様式で提出も可。

イ 添付書類

(7) 学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生報告書（速報）

学校給食従事者の感染性疾患の診断結果（高感度の検便検査結果）陽性の場合の提出物 ※ 無症状病原体保有者を含む		
感染性疾患の診断（高感度の検便検査）結果		学校給食衛生管理基準に基づく定期及び日常の衛生検査の点検票の第6票「定期検便結果処置票」（検査結果を含む）の写
幼児児童生徒等の健康状況確認 ※ 感染性胃腸炎（疑いを含む）の幼児児童生徒等	異常有	様式2(1)学校給食における感染症・食中毒発生報告(速報)別紙4-1学校(共同調理場)における食中毒等発生状況報告
	異常無	
保護者への連絡文書や報道機関への情報提供文書等 ・ 当月の献立表 ・ 献立を変更した場合は変更後の献立内容 ・ 献立変更等の連絡した保護者宛ての文書等 ・ 報道機関への情報提供文書等		

※ 保健所への連絡は、次の場合とする。

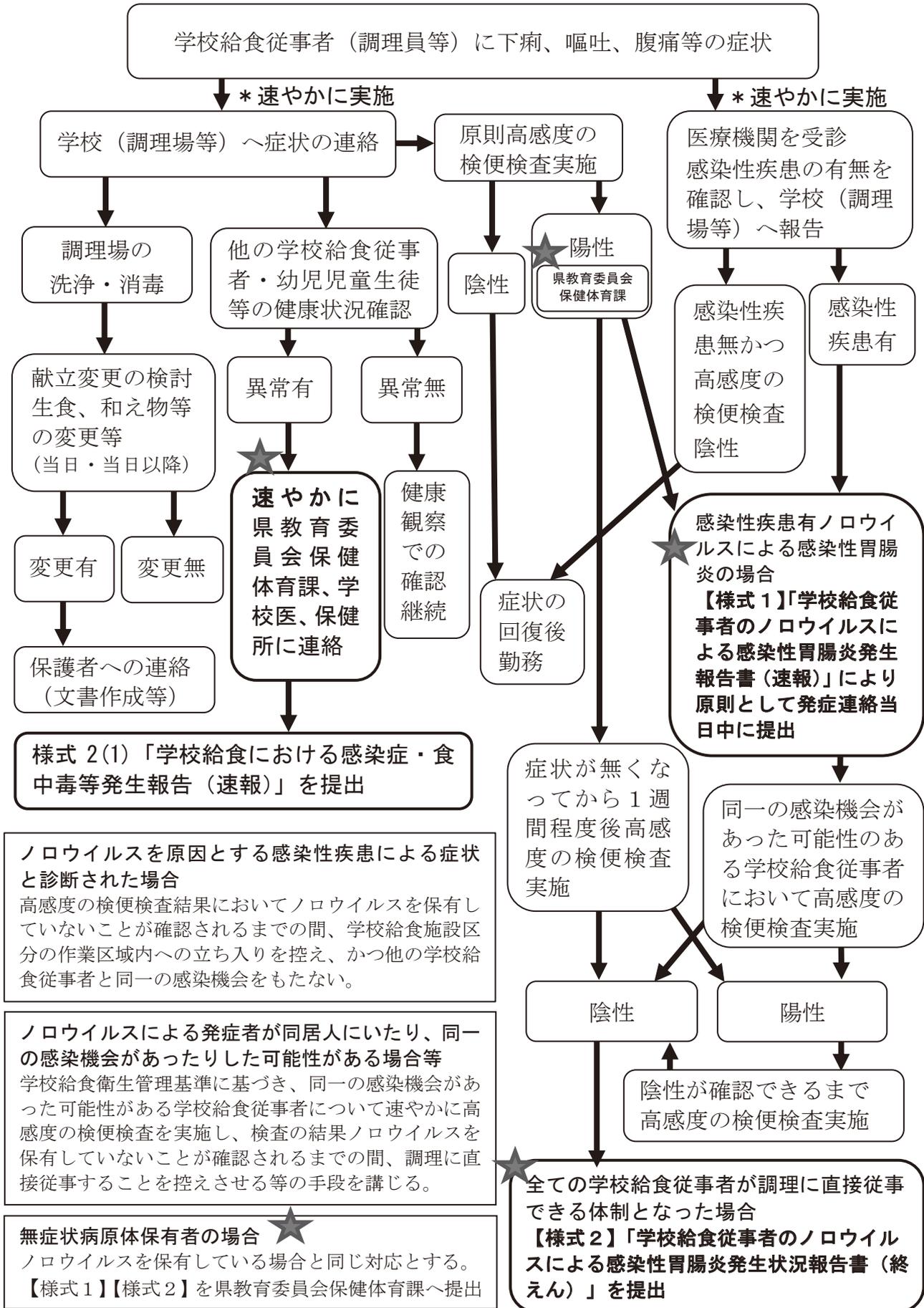
- ・ 幼児児童生徒等の健康状態に異常がある（学校給食における感染症・食中毒（疑いを含む））。
- ・ 報道機関に情報提供を行った場合、必要に応じて連絡する。

なお、連絡・相談をする場合は様式にある必要事項を明確にし、連絡・相談する。

(1) 学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生状況報告書（終えん）

学校給食従事者の感染性疾患の診断結果（高感度の検便検査結果）陰性の場合の提出物 ※ 無症状病原体保有者を含む		
感染性疾患の診断（高感度の検便検査）結果		学校給食衛生管理基準に基づく定期及び日常の衛生検査の点検票の第6票「定期検便結果処置票」（検査結果を含む）の写
保護者への連絡文書や報道機関への情報提供文書等（発生時以降に変更や情報提供した場合） ・ 当月の献立表 ・ 献立を変更した場合は変更後の献立内容 ・ 献立変更等の連絡した保護者宛ての文書等 ・ 報道機関への情報提供文書等		

(5) 学校給食従事者に感染性疾患の疑いがある場合の対応



【様式1】

学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生報告書（速報）

ふりがな 学校（調理場）名		ふりがな 校長（所長）氏名	
ふりがな 報告者職・氏名		電 話 番 号	
ふりがな 該当従事者職・氏名			
高感度検便検査の 検 査 方 法		検 査 実 施 日	
該 当 従 事 者 の 発 症 状 況 (同居人等の状況も含む)			
該 当 従 事 者 からの 発 症 連 絡 日 時			
発症連絡後の 調 理 場 内 の 洗 浄 ・ 消 毒	日 時		
	場 所		
	実 施 者 名		
該 当 従 事 者 発 症 前 の 作 業 状 況	日		
	内 容		
当日及び当日以降の 給食献立の変更等	有 ・ 無	保 護 者 へ の 連 絡 文 書 等 の 有 無	有 ・ 無
幼 児 児 童 生 徒 等 の 健 康 状 況			
調 理 委 託 会 社 名 (委託の場合)			
そ の 他			

【様式2】

学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生状況報告書（終えん）

報告日：令和 年 月 日（ ）

ふりがな 学校（調理場）名		ふりがな 校長（所長）氏名	
ふりがな 報告者職・氏名		電 話 番 号	
初発者発症日時			
発症連絡後の 学校給食従事者の 対 応 状 況 〔 初発から終結まで 時系列で記入 〕			
発症連絡後の 調理場内の 洗 浄 ・ 消 毒 の 実 施 状 況			
当日及び当日以降の 給食献立の変更等の 実 施 状 況			
保 護 者 へ の 連絡文書等の有無	有 ・ 無		
幼児児童生徒等の 健 康 状 況			
高感度検便検査の 実施状況	検査方法		検査 件数
	検査機関名		
調理委託会社名 (委託の場合)			
そ の 他			

4 食物アレルギー対応

平成27年3月文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」は、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、各学校設置者、学校及び調理場において、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成する際の参考とするために示された指針である。愛知県は平成28年2月に「学校における食物アレルギー対応の手引」、平成31年1月に「学校における食物アレルギー対応の手引～特別支援学校版～」を示している。

(1) 学校における食物アレルギー対応の基本方針

県食アレ p9

- ア 学校における食物アレルギー対応は、市町村教育委員会及び学校において組織的に行う。
- イ 幼児児童生徒の食物アレルギーに対して、学校において管理を行う場合は「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等の提出を必須とする。
- ウ 緊急時対応の体制づくり、研修及び医療・消防機関との連携を図る。
- エ 教職員、幼児児童生徒及び保護者に対し、食物アレルギーに関する知識の普及・啓発を図る。
- オ 食物アレルギーを有する幼児児童生徒にも学校給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。

(2) 市町村教育委員会における対応

県食アレ p17

市町村教育委員会は、学校における食物アレルギー対応についての方針を示し、学校関係者、学校給食関係者、医療関係者、市町村を管轄する消防機関、保護者、市町村教育委員会等が共通認識をもって食物アレルギー対応に当たる。

そのために、市町村教育委員会に食物アレルギー対応に関する委員会（名称は適宜）を設置し、定期的に協議の場を設ける。

委員会においては、食物アレルギー対応に関して文部科学省の指針や県の手引を基に、市町村の基本方針を策定するとともに、食物アレルギー対応マニュアル等の作成や食物アレルギー対応に関する研修会を企画するなど学校への指導・支援を行うほか、市町村教育委員会や学校の管理下にならない場所（保育所や学童保育等）との連携も図る。

市町村における食物アレルギー対応の基本方針は、文部科学省の学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方や学校給食における食物アレルギー対応指針、県教育委員会の基本方針を基に策定する。また、具体的な取組を進めていくにあたっては、幼児児童生徒、学校・調理場の実態を踏まえるとともに、県教育委員会とも連携することが重要である。

(3) 食物アレルギーを有する幼児児童生徒への対応

県食アレ p27～33

食物アレルギーを有する幼児児童生徒が学校生活を安全・安心に過ごすことができるよう、学校で「個別の取組プラン」及び「緊急時個別対応マニュアル」を作成しこれに基づいて、学級担任をはじめとした全ての教職員で対応する。

(4) 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針

県食アレ p34～38

ア 学校給食において食物アレルギー対応を行う場合は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。

イ 調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや、注意喚起表記（食品表示法）程度の量のアレルゲンの混入では、アレルギー症状を発症しない幼児児童生徒を対象とする。

調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンとは、みそ（大豆・小麦）、しょうゆ（大豆・小麦）、酢（小麦）、大豆油（大豆）、ごま油（ごま）、かつおだし（かつお）、いりこだし（いわし）、魚しょう（魚介類）、肉類のエキス（牛肉・豚肉・鶏肉）、卵殻カルシウム（卵）、乳糖（乳）、乳清焼成カルシウム（乳）などである。これ以外は、基本的に除去が必要なアレルゲンとなる。

ウ 食物アレルギー対応を行う幼児児童生徒に対しては、量の多少にかかわらず、アレルゲンを含む食品・料理は、一切提供しないこととする。

（ただし、調味料等による微量のアレルゲンは含まれる。）

エ 除去食・代替食対応については、卵と乳を引き続き目標とするとともに小麦についても目標とする。

オ 食物アレルギーを有する幼児児童生徒にも学校給食を提供するために、安全性の確保の観点から、学校及び調理場等の施設、人員等の環境整備を進める。

(5) 学校給食における食物アレルギー対応等の内容

県食アレ p39

ア 詳細な献立表配付：学校給食における食物アレルギー対応を行う場合（無配膳対応・除去食提供対応・代替食対応・一部弁当持参・完全弁当持参）には全て配付する対応

イ 無配膳対応：主食、飲用牛乳、副食においてアレルゲンを含むものについては配膳しない対応（除去食提供、代替食対応がない場合は無配膳対応となる）

ウ 除去食対応：アレルゲンを含む食品を使用しない料理を提供する対応

エ 代替食対応（調理代替食・単品代替食）：調理代替食は、アレルゲンを含む食品の代わりにアレルゲンを含まない食品を使用して調理した料理を提供する対応

単品代替食は、主食、飲用牛乳、副食の単品において、アレルゲンを含む食品の代わりにアレルゲンを含まない食品を提供する対応

オ 一部弁当持参：除去食・代替食による食物アレルギー対応ができないことにより、提供されない（無配膳となる）主食、飲用牛乳、副食の代わりに一部弁当を持参する対応

カ 完全弁当持参：学校給食の提供が困難である対象者[※]において、毎日弁当を持参する対応

※ 調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや注意喚起表記（食品表示法）程度の量のアレルゲンの混入でアレルギー症状を発症、原因食品が多品目等の幼児児童生徒が対象

(6) 緊急性が高い食物アレルギー症状への対応

県食アレ p57～64

アナフィラキシーは、非常に短時間のうちに重篤な状態に陥ることがあるため、緊急時に適切な対応ができるよう、あらかじめ決められた救急及び緊急連絡体制に沿って、管理職のリーダーシップの下、全教職員が適切な役割を分担し、一丸となって対応できる体制を整備しておく必要がある。

<緊急時に適切な対応をするために>

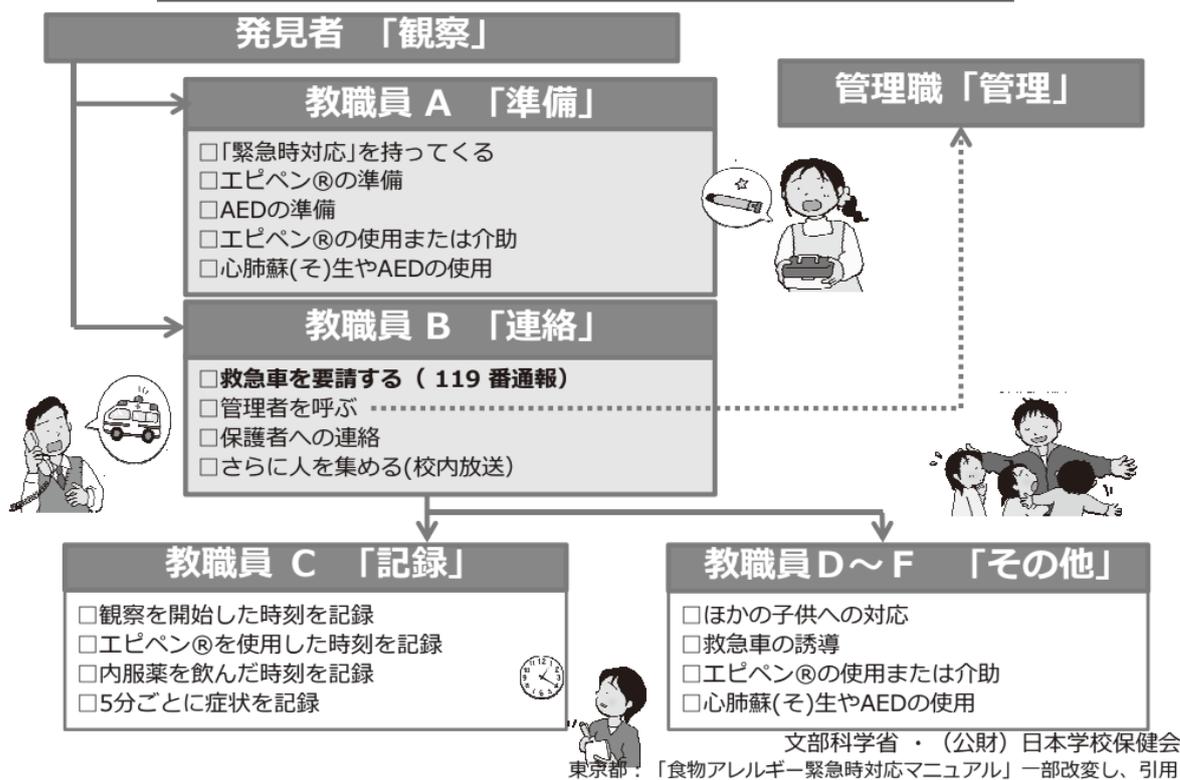
○危機管理マニュアル(食物アレルギー)と緊急時個別対応マニュアルを作成する

○全ての教職員がマニュアルを理解し、役割分担ができるようにする

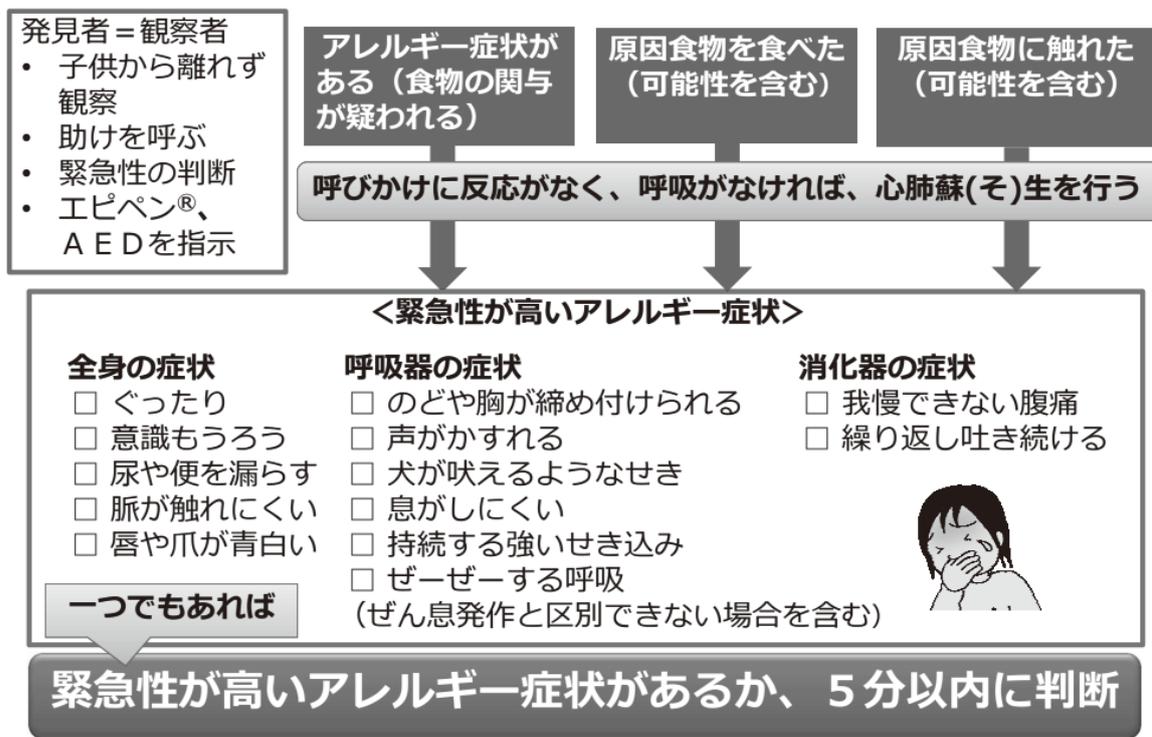
○定期的に緊急時対応の訓練(シミュレーション)をする

「学校における食物アレルギー対応の手引」（平成28年2月愛知県）を参考に対応をする。

学校内での役割分担



緊急時の対応



緊急性が高いアレルギー症状への対応

チームワークが大切

- ・ 救急車を要請（119番通報）
- ・ ただちにエピペン®を使用
- ・ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う ➡ AEDの使用
- ・ その場で安静にする 立たせたり、歩かせたりしない！

<安静を保つ体位>

ぐったり、
意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性
があるため、あお向けで足
を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防
ぐため、体と顔を横に向
ける

呼吸が苦しく
あお向けになれない場合



呼吸を楽にするため、
上半身を起こし後によ
りかからせる

- ・ その場で救急隊を待つ

文部科学省・(公財)日本学校保健会

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを
開けエピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカ
バーを下に向け、利き手で
持つ

“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®
の先端(オレンジ色の部分)
を軽くあて、“カチッ”と音
がするまで強く押しあて、
そのまま五つ数える
注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五つ数える！

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離
しオレンジ色のニードルカ
バーが伸びているか確認す
る

伸びていない場合は
「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの
先端は、注射針が出てくる
ところ
です。絶対に指や手等で触れたり、
押しついたりしないでください。

文部科学省・(公財)日本学校保健会

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

エピペン®の使い方

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を しっかり押さえ、動かないように固定する

服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もいないことを確認しましょう。

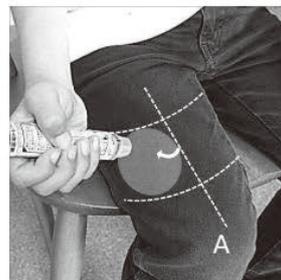
注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合



座位の場合

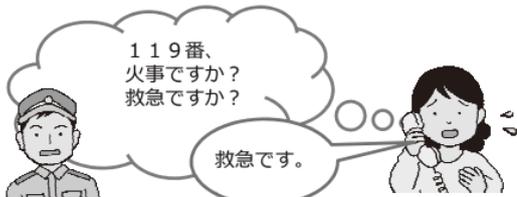


東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

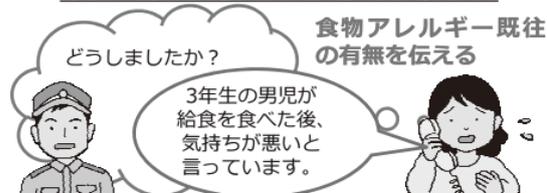
文部科学省・（公財）日本学校保健会

救急要請（119番通報）のポイント

① 救急であることを伝える



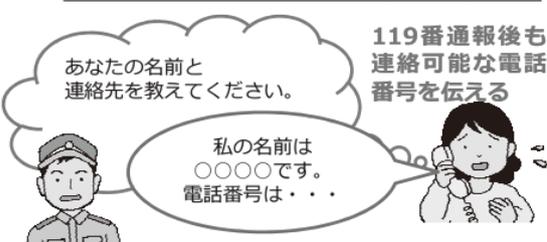
③ 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を分かる範囲で伝える



② 救急車にきてほしい住所を伝える



④ 通報している人の氏名と連絡先を伝える



※ 救急隊から、その後の状態確認などのため、電話がかかってくることもある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・必要に応じて、救急隊が到着するまでの応急手当の方法を聞く

文部科学省・（公財）日本学校保健会

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

(7) 食物アレルギー事故の発生防止

食物アレルギーを有する幼児児童生徒が学校生活を安全・安心に過ごせるようにするためには、全ての教職員が食物アレルギーの特徴をよく知ることや、個々の幼児児童生徒の症状等の特徴を把握して対応することが基本となる。

令和5年6月5日付け5教保第341号「食物アレルギー事故の発生防止について（通知）」では食物アレルギー事故防止のための確認内容が示されている。

ア 食物アレルギーがあり、学校での対応を希望する幼児児童生徒の保護者に対して「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を依頼する。

イ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づく対応を保護者と協議し、個別対応マニュアル等の作成により、保護者や教職員と対応の共通理解を図る。

ウ 献立表や食物アレルギー対応確認表は、校内の複数の教職員で確認する。その際は、保護者のチェックにもれや誤り等がないかも含めて確認する。

エ 給食の時間は、学級担任が決められた確認作業（指さし声出し等）を確実にを行い、誤配膳や誤食を予防する。教室を離れる場合は、事前に他の職員に十分な引き継ぎを行う。

オ アナフィラキシーショックは、非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあるため、幼児児童生徒が異常を訴えたら、すぐに対応する。

※ 食物アレルギーを疑った場合、救急車を要請する目安の一つは、のどの症状である。息苦しいとの訴えや咳の症状は、のどの粘膜が腫れて気道が狭くなっているサインであり急を要するため、即座に要請する。

カ その場で安静にし、立たせたり、歩かせたりしない。

キ 薬やアドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の保管場所を全ての教職員に周知し、日頃から確認しておく。

ク アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の使用後、速やかに救急車で病院に移送する。

ケ 突然発症することがあるため、今までに発症したことがない幼児児童生徒にも注意する。

コ 校外学習や実験・実習においても事故防止に努める。

サ 学校で起こった事故やヒヤリハット事例について、校内の食物アレルギー対応委員会で対策を検討する。

(8) アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）使用時の報告

平成26年4月1日付け26教健第10号「エピペン使用時の報告について（通知）」に基づき、学校管理下においてアドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）を使用するに至った場合について、県教育委員会保健体育課へ報告する。

報告書の様式は、平成22年3月30日付け21教健第953号「児童生徒の事故発生報告について（通知）」による。

区分	報告書の名称	様式番号	掲載ページ
事故速報	児童・生徒の事故発生速報	別紙様式8	117ページ
事故報告	児童生徒の事故発生状況報告書	別紙様式10	118ページ

(9) 全ての事故・ヒヤリハット事例の収集・周知

「学校における食物アレルギー対応の手引」（平成28年2月愛知県）では、学校及び調理場は、全ての食物アレルギー事故については（様式1（1））学校給食の事故報告書（速報）（102ページ参照）で、全てのヒヤリハット事例については（様式10）食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書（119ページ参照）で市町村教育委員会へ報告するとともに、校内の食物アレルギー対応に関する検討委員会等で対策について検討することとしている。

市町村教育委員会は、食物アレルギーに関する全ての事故情報及びヒヤリハット事例を収集し、市町村内に周知する。さらに、事故及びヒヤリハットの件数及び重大な事故事例は、県教育委員会保健体育課に報告し、情報の共有を図る。

特別支援学校で、事故及びヒヤリハット事例が発生した場合は、「学校における食物アレルギー対応の手引～特別支援学校版～」（平成31年1月愛知県）の（特様式10）食物アレルギー対応におけるヒヤリハット事例報告（120ページ参照）で、愛知県特別支援学校給食研究会へ報告する。愛知県特別支援学校給食研究会は、防止策について検討し、県教育委員会保健体育課に報告するとともに、各特別支援学校へ周知する。

県立中学校及び夜間過程を置く高等学校は、（様式1（1））学校給食の事故報告書（速報）、（様式10）食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書を県教育委員会保健体育課に報告する。

なお、アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）使用時の報告については、(8) アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）使用時の報告（115ページ参照）を参照する。

別紙様式8

児童・生徒の事故発生速報

保健体育課長 殿

令和 年 月 日 時 分現在

学校名	
校長名	

作成者 職・氏名			連絡先	— —	
児童生徒	ふりがな 氏名		性別	課程 学年	
事故の種類			* 「交通事故」「〇〇からの転落事故」等把握している状況を具体的に記載。		
傷害等の程度			* 「〇〇による死亡」「〇〇による重傷」等把握している状況を具体的に記載。 * 「重傷」は1ヶ月以上の治療見込み。		
発生日時			学校管理下・ 管理外の別		
発生場所					
事故の内容					
発生後の対応					
その他 参考事項					

【報告を要する事故の内容】

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ① 本人が死亡またはそのおそれがある場合 | ② 相手に傷害を与えた場合 |
| ③ 本人が治療のため入院した場合 | ④ 本人の完治までおよそ1ヶ月以上要する場合 |
| ⑤ 本人が自殺または自殺を企図した場合 | ⑥ 事故が報道対象またはそのおそれがある場合 |
| ⑦ その他校長が報告を必要と判断した場合 | |

平成26年4月1日付け26教健第10号「エビペン使用時の報告について（通知）」により、平成22年3月30日付け21教健第953号「児童生徒の事故発生報告について（通知）」の様式を使用

別紙様式10

児童生徒の事故発生状況報告書

保健体育課長 殿

令和 年 月 日

学校名	
校長名	
連絡先	— —

児童生徒	ふりがな 氏名		性別		課程 学年
	生年月日	年 月 日生（ 歳）			
事故の種類					
傷害等の程度					
発生日時				時間帯*	
発生場所					
事故の内容	<p>（原因・状況等について記載し、必要に応じて、図面を別に添付する。）</p> <p>※交通事故の場合は、本人及び相手の交通手段・過失状況についても具体的に記載する。</p>				
発生後の対応					
その他 参考事項					

*「時間帯」…（教科名）授業中・放課中・部活動中・学校行事中・登下校中・登校前・下校後・休日等を記入する。

食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書

殿

令和 年 月 日 時 分現在

学校名 (調理場名)	
校長名 (場長名)	

作成者 職・氏名		連絡先 電話番号	— —
ヒヤリハット 事例報告者	職名		氏名
発生日時			
発生場所			
内 容 ※必要に応じて 別紙提出			
再発防止 対応策 ※必要に応じて 別紙提出			
そ の 他 参 考 事 項			

注1 報告を要するヒヤリハットの内容

- ① 児童生徒の健康に被害があるおそれがあった場合
- ② 類似事例が多く発生することが考えられる場合
- ③ 事故防止を受けた今後の対応が、他校・他施設と共有したいものである場合

食物アレルギー対応におけるヒヤリハット事例報告

年 月 日

学校名 ()

報告者	職名		氏名			
部・学年 性別	部	年(歳)	男・女	発生日時	年 月 日 () 時 分	
発生場所						
発生内容						
発生原因 *該当するものに☑してください。	家庭(保護者)	<input type="checkbox"/> 記載漏れ <input type="checkbox"/> 連絡の不備 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	学校給食	献立表示	<input type="checkbox"/> 記載漏れ <input type="checkbox"/> 記載誤り			
		物資	<input type="checkbox"/> 選定時の誤り <input type="checkbox"/> 発注時 <input type="checkbox"/> 選定と異なる物資の納品 <input type="checkbox"/> 検収			
		確認体制	<input type="checkbox"/> 確認漏れ <input type="checkbox"/> 連絡の不備 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		給食室	<input type="checkbox"/> 調理作業時 <input type="checkbox"/> 配缶(食)時 <input type="checkbox"/> 配膳時			
			<input type="checkbox"/> 食札の取り違え <input type="checkbox"/> 配送時			
	教室	<input type="checkbox"/> 準備時 <input type="checkbox"/> 配食時 <input type="checkbox"/> 会食時 <input type="checkbox"/> 片付け時				
<input type="checkbox"/> 食後の時間 <input type="checkbox"/> その他 ()						
その他の学校生活	<input type="checkbox"/> 食物・食材を扱う授業・活動時 <input type="checkbox"/> 宿泊等の校外活動時 <input type="checkbox"/> 運動時 <input type="checkbox"/> その他 ()					
考えられる原因						
学校で実施した対策 (具体的に記入)						

注1 報告を要するヒヤリハットの内容

幼児児童生徒の健康被害が生じるおそれがあった場合

- ① 類似事例が多く発生することが考えられる場合
- ② 事故防止対策のためになると考えられ、他校と共有すべき場合

